

会報誌「ドローン Magazine」 アマチュア無線の交信体験紹介

## いつでも・どこでも・だれでもアマ無線体験を



### アマチュア無線の交信体験制度（体験運用）

2023年よりアマチュア無線は無資格や未開局でも交信体験が可能になりました。

2024年の夏季合同行事「らいすらんど」集会、深川納内での開催に合わせて体験会を予定します、免許証保有者や保有しているが未開局の方、又は無線に興味がある方の参加をお待ちいたします。

#### ★アマチュア無線交信体験とは

アマチュア無線は、ドローンの世界でFPV ドローンの映像伝送について欠かせない免許ですが、総務省よりアマチュア無線の普及促進の目的もあり緩和されています。

交信体験（体験運用）を利用する事により交信の楽しさ、大切さ、使う責任を知ることができ、この交信体験を「きっかけ」に、資格取得や将来の技術者・研究者が育っていくことが期待されています。

<<根拠>>アマチュア無線交信・体験制度の関係法令 電波法

<https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/others/amateur/experience.pdf>

<<FPV ドローンでの利用は>>

5. 8GHz帯の電波を使うFPVドローンについても交信体験として資格者の監督・指導に限り、**交信体験ルールを守る**ことにより、従来の「アマチュア無線によるFPVドローンの体験利用」により可能、但しFPVドローンは下記のルールに加えて「**屋内限定**」、「資格者が管理する機体（送信機）は**最大3機**」までとなる。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/drone/experience/>



<<交信体験ルール>>

体験者は

- ① 資格者が立ち会って、体験者が教えてもらいながらの操作。
- ② 交信の始まりと終わりの操作は、資格者が行う。
- ③ 資格者の指示を守って交信体験。

資格者は

- ① 自分の免許範囲で使用する。
- ② 資格者の監督（指揮・立会い）で、体験者が操作を行う。
- ③ 科学技術に対する理解と関心を深める目的とし、一時的に行われる。
- ④ 資格者の資格と認可範囲であること。（モース符号は体験できない）
- ⑤ 連絡の設定及び終了の通信操作は、資格者が行う。
- ⑥ 体験者は、電波法または放送法の法令違反者ではないこと。
- ⑦ 資格者は、体験者が無線技術に対する理解と関心を深め、無線設備の操作や知識及び技能を習得できるよう、努める。

## <<アマチュア無線の交信体験制度（体験運用）総務省

[https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/ama\\_experience/](https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/ama_experience/)



### <<補足>>

アマチュア無線開設者または構成員局を用いて「いつでも・どこでも・だれでも」資格者の指導にて体験者の交信体験ができます。（上記のルールを守る）

有資格者が第一級アマチュア無線技士の場合、その「一アマ」で操作できる範囲を、無資格者（二アマ以下の有資格者を含む）が操作できる。

従来の体験制度は、「家庭や学校での体験運用」、「体験局」、「国際宇宙ステーションとの体験局（ARISS 局）」の3つの制度でしたが、2023年3月25日の制度改正により、有資格者と体験者（無資格者）は手続きの必要なく「いつでも・どこでも・だれでも」体験運用が可能になりました。

### ★夏季合同行事「らいすらんど」集会で体験運用を予定

#### <<アマ無線体験>>予定

期日：2024年8月1日～5日予定（準備期間を含む）

体験期間：2024年8月2日（金）12：00頃～4日（日）12：00頃まで

期間内フィールドデーコンテスト8月3日（土）21：00～4日（日）15：00

場所：深川市納内町3丁目 DCS 深川納内

体験者：会員及び一般の方

#### <<その他の活動内容>>予定

- キャンプ体験
- 焚火体験
- ドローン飛行体験



札幌市西区西野4条10丁目12番12号

北海道ドローン研究会事務局 ドローン Magazine 編集部

JR8YQH 事務局 (JA5KTF/8)

Clubhouse CLUB：「北海道ドローン研究会」

[com@forest.ocn.ne.jp](mailto:com@forest.ocn.ne.jp)

<http://www.hds.comdrone.net/>